

○熊本市障がい者福祉タクシー助成事業の実施に関する規則〔障がい保健福祉課〕

平成28年3月31日

規則第65号

(目的)

第1条 この規則は、障害者が日常生活でタクシーを利用するに当たって、その利用に係る料金の一部（以下「福祉タクシー利用費」という。）を助成する障がい者福祉タクシー助成事業を実施するための必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、福祉タクシー利用費の助成を行うことができる。

2 前項の福祉タクシー利用費の助成は、障がい者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより行う。

3 利用券の交付の方法、その数量その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 福祉タクシー利用費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、福祉タクシー利用費の助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により福祉タクシー利用費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 利用券は、利用券に記載された有効期間を超えて使用し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用券の助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により利用券の助成を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第3号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した利用券又は助成した福祉タクシー利用費に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。